

定 款

平成14年 5月 2日改正
平成14年11月18日改正
平成15年 5月12日改正
平成15年 8月28日改正
平成16年 8月26日改正
平成17年 8月25日改正
平成18年 2月 1日改正
平成18年 8月24日改正
平成19年 8月23日改正
平成20年 8月21日改正
平成21年 8月20日改正
平成24年 8月21日改正
平成25年 8月20日改正
平成27年 8月25日改正
平成29年 8月23日改正
平成30年 8月22日改正
令和 2年 8月19日改正

大黒天物産株式会社

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、大黒天物産株式会社と称し、英文では、DAIKOKUTENBUSSAN CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 百貨小売業その他これに関連する用品の製造、加工、卸売業
2. 食料品、家庭用品、日用雑貨品、電気製品、娯楽製品、装飾品、衣料品及び畜冷材の製造、加工、販売
3. 書籍、雑誌、レコード、コンパクトディスク、ビデオディスク、ゲームソフト及びパソコンソフト等の販売
4. 古物の売買に関する業務
5. 米穀販売業
6. 酒類、塩、たばこの販売
7. 化粧品製造及び販売
8. 医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療用具の販売、薬局の経営
9. ペット用品及びペットフードの販売
10. 建築資材の販売
11. 前記各商品の輸出入業
12. 商業施設の開発に係るコンサルタント業務並びに企画、設計、施工及び運営
13. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、鑑定及び管理
14. 不動産のリース業
15. 不動産の有効利用に関する企画、調査、測量、鑑定及びコンサルタント業務
16. 宅地造成並びに建築の設計、施工及び事業コンサルタント業務
17. 情報処理、提供その他の情報サービスに関する業務
18. 建物及び各種付属設備に関する設計、監理、施工及び維持管理業務
19. 建物及び各種付属設備の環境衛生に関する業務並びに運営管理業務
20. 広告代理店業及び出版印刷業
21. 損害保険代理業及び生命保険の募集業務
22. 株式・有価証券の売買、保有及び運用
23. クリーニング店及びコインランドリーの経営並びにクリーニング取次業
24. 切手印紙販売業及び宝くじの販売
25. 理容業及び美容業
26. 駐車場、飲食店及び託児所の経営
27. 宅配の取次業
28. 書籍、レコード、コンパクトディスク、ビデオディスク、その他音楽映像等関連品の

賃貸業

29. 資源等のリサイクルに関する業務
30. 貨物利用運送事業及び貨物取次事業
31. 写真業、清掃業、警備業並びに倉庫業
32. 経営コンサルタント業務
33. 畜産農業事業
34. 乳製品の生産、加工、販売
35. 野生鳥獣肉の加工、販売
36. 魚の孵化事業
37. 養殖事業
38. 水産用飼料、畜産用飼料及びその原材料の製造、販売
39. 養殖漁業用の薬品、資材、機器類の販売
40. 肥料の製造、販売
41. 輸入代行業
42. 産業廃棄物処理業
43. 遮熱断熱塗料の製造、販売
44. 職業紹介事業
45. 前各号のインターネットによる電子商取引
46. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を岡山県倉敷市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,360万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定しこれを公告する。

③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

②代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 当社の取締役は、株主総会の決議をもって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。

②取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

②代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

②当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章

監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 29 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会によって定める。

(監査役との責任限定責任)

第 36 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当及び基準日)

第 38 条 当会社は、毎年 5 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第 39 条 当会社は、毎年 11 月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。